

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たると翌日)

目 次

◇ 告 示 指定老人訪問看護事業者の所在地の変更 (医務薬事課)

土地改良区の役員の退任 (三件) (農村整備課)

土地改良法による換地計画の決定 (〃)

保安林の指定の解除 (森林保全課)

過疎地域活性化特別措置法による町道の改築に関する工事の開始 (道路課)

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

資金管理団体の届出

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

◇ 公 告 准看護婦試験の実施 (医務薬事課)

◇ 調達公告 公募型プロポーザル方式に係る手続の実施 (建築課)

◇ 雑 報 環境影響評価書の縦覧 (環境政策課)

告 示

鳥取県告示第七百九十四号

老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号) 第四十六条の十七の六の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業者名	変更事項	変更前	変更後	届出年月日
医療法人有真会	所在地	米子市河崎五八四 一四	米子市目久美町二 五一九	平成九年十一月十一日

鳥取県告示第七百九十五号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監 事 河 嶋 積 倉吉市伊木一六二一六

平成九年九月十三日退任

鳥取県告示第七百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の
規定により告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 正 孝 東伯郡大栄町大字西高尾四六〇

平成九年十月二十七日退任

鳥取県告示第七百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり久米土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規
定により告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 根 勝 美 倉吉市桜四二九

平成九年十一月十二日退任

鳥取県告示第七百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定に基づき、
県営土地改良事業に係る山上地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい
て準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年十二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のよ
うに保安林の指定を解除する。

平成九年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡家町大字姫路字川下モノ一 七二四の七（次の図に示す部分に限る）、七
 一四の八〇から七二四の八二まで、七二四の八七、七二四の八八、七二四の九二、七
 一四の九三、七二四の一〇七、七二四の一八

二 保安林として指定された目的
 なだれの危険の防止

三 解除の理由
 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び家町役場に備
 え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条第二項の規定に基づき、
 町道の改築に関する工事を次のとおり開始するので、過疎地域活性化特別措置法施行令
 （平成二年政令第九十一号）第八条第二項の規定により告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
溝口町道 大坂添合線	日野郡溝口町大坂字水尻五八二 ―三 地先から同町大坂字大平ル 九八〇地先まで	改 築	平成九年十二月十五日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

平成九年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成九年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成九年十二月十五日（月） 午後二時

二 場所 鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 （一）平成九年度市町村選挙啓発担当者研修会開催について

（二）鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の改正に
 ついて

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次
 の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県青政会支部	松本功	足立啓二	米子市旗ヶ崎七丁目二一四六	平成九年十月二十八日	政党の支部 自由民主党 1以上の市町村の区域を単位とする
自由民主党鳥取県桜友会支部	田中馨	田中政子	鳥取市浜坂二四二一八	平成九年十一月二十六日	〃
自由民主党鳥取県理容支部	瀬崎多加至	荒木文仁	鳥取市南吉方二丁目七一二	〃	〃
伊藤みつお後援会	井上哲夫	中本達美	倉吉市海田西町一丁目三五	平成九年十月三十一日	〃 その他の政治団体
倉吉政経研究会	伊藤美都夫	〃	〃	〃	〃
榎本武利後援会	榎内秀男	田中滋雄	岩美郡岩美町大字新井一八九一二	平成九年十一月七日	〃
日南町を拓く会	内田博長	中島義人	日野郡日南町生山八一三	〃	〃
矢田治美後援会	田淵公生	井川吉治	〃	〃	〃
やまもとみさお後援会	中島淳	川口秀雄	岩美郡岩美町大字浦富六三〇	平成九年十一月十七日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	備考
河越良二後援会	代表者の氏名 安藤泰雄	新 旧 平成九年十一月五日	〃 〃 その他の政治団体
岸郁男後援会	〃 入沢俊夫	〃 坪倉米寿	〃 〃
〃	〃 長崎満美	〃 岸武	〃 〃
西尾迺富後援会	〃 徳永正明	〃 前田幸雄	〃 〃
岡本善徳後援会	主たる事務所 の所在地 〇五	〃 鳥取市八坂二九六	〃 〃
〃	〃 岡本徹也	〃 前田幸雄	〃 〃
中江雅文後援会	主たる事務所 の所在地 倉吉市上米積 一一二九一一	〃 倉吉市下米積 二六五	〃 〃
竹森康真後援会	代表者の氏名 広沢正	〃 岡田一公	〃 〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の届出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成九年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体

期間 平成8年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 岸部男後援会
報告年月日 平成9年11月7日

政治団体の名称 河越良二後援会

報告年月日 平成9年11月5日

収入・支出の総額	1 収入総額	0円	2 支出総額	0円
----------	--------	----	--------	----

収入・支出の総額	1 収入総額	7,602円	2 支出総額	0円
----------	--------	--------	--------	----

収入・支出の総額	1 収入総額	7,602円	2 支出総額	0円
----------	--------	--------	--------	----

収入・支出の総額	1 収入総額	0円	2 支出総額	0円
----------	--------	----	--------	----

収入・支出の総額	1 収入総額	0円	2 支出総額	0円
----------	--------	----	--------	----

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
吉田文夫後援会	吉田啓仁	吉田幸子	東伯郡三朝町大字砂原二二〇一八	平成九年十一月十二日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）号第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成九年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体

期間 平成9年1月1日～同年11月11日

政治団体の名称 吉田文夫後援会

報告年月日 平成9年11月12日

(平成9年11日解散)

収入・支出の総額	1 収入総額	0円	2 支出総額	0円
----------	--------	----	--------	----

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	届出年月日
伊藤美都夫	倉吉市長	名 称	主たる事務所の所在地	伊藤美都夫	平成九年十月三十日
		倉吉政経研究会	倉吉市海田西町一丁目三五		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年十二月九日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

請 者	氏 名 又 は 名 称	所 在 地	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検 定 番 号	有 効 期 間
	株式会社 大一商会	名古屋市中村区鴨付町一丁目22	ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRウルトラソフ	株式会社 大一商会	700246	平成9年12月9日から3年間
〃	〃	〃	〃	〃	ウルトラソフX	〃	700268	〃
〃	〃	〃	〃	〃	CRウルトラソフR	〃	700329	〃
〃	〃	〃	〃	〃	CR寛平笑劇場V6	〃	700306	〃

申請者	氏名	又	は	名	称	株式会社 平和
住	所					桐生市広沢町二丁目3014-8
者	法人にあってはその代表者の氏名					中島 権
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検番号	有効期間	
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CR・ピーチパインスターズ	株式会社 平和	700330	平成9年12月9日から3年間	
申請者	氏名	又	は	名	称	株式会社 ニューギン
住	所					名古屋市中村区烏森町三丁目56
者	法人にあってはその代表者の氏名					新井 悠司
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検番号	有効期間	
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	3Dみっちゃん	株式会社 ニューギン	700327	平成9年12月9日から3年間	

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成9年12月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成10年2月20日（金）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 講堂

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

3 試験科目

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成10年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（平成10年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（平成10年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（平成10年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）

<p>5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同以上の知識及び技能を有すると認められたもの</p> <p>6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認められたもの</p> <p>5 受験願書の受付期間 平成10年1月5日(月)から同月9日(金)まで なお、郵送による場合は、平成10年1月9日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。</p> <p>6 受験願書の提出先 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務課 (持参又は郵送によること。)</p> <p>7 受験願書の添付書類 (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに当該する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書(平成10年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあっては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)</p> <p>(2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面</p> <p>(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものである。)</p> <p>なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書(当該証明書の交付を受けることができないう者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返付するので、430円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。)を添付すること。</p> <p>8 受験手数料及び納付方法</p>	<p>受験手数料は、6,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、現金書留で6,400円を送付すること。</p> <p>9 合格者の発表等 平成10年3月17日(火)午前9時に合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。</p> <p>10 その他 (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵便によって行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。 (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務課(電話0857-26-7190)に照会すること。</p>
<p>調 達 公 告</p>	
<p>公募型プロポーザル方式により建設コンサルタント業者を特定するので、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年12月9日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 業務概要</p> <p>(1) 業務名 鳥取県立美術館(仮称)新築工事の基本設計業務</p> <p>(2) 業務の内容 建物の基本設計業務(外構、展示装置及び造成工事の設計を含む。)</p> <p>(3) 履行期間</p>	

契約日の翌日から7か月間（予定）

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格
参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たすとする。

なお、共同企業体を組む場合にあっては、すべての構成員がアからオまでの条件を満たし、かつ、カ及びキの条件を満たす者を構成員に含まなければならない。

ア 知事が定める平成9年度建設コンサルタント業務の指名競争入札参加資格のうち、建築に係るものを有する者（当該資格を有する者と同等の能力及び資格を有すると知事が認めた者を含む。）であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 平成9年12月9日（火）から平成10年1月5日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けず、また同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

エ 本件業務に係る基本計画作成業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

オ 本件業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。

カ 元請けとして昭和62年度以降に、延べ床面積が3,000平方メートル以上の建物の建築設計実績（国内外を問わず、設計中のものを含む。）を有すること。

ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の2以上の出資比率で実施したものに限る。

キ 元請けとして美術館、博物館又はこれらに類似する施設の建築設計実績（国内外を問わず、設計中のものを含む。）を有すること。

ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の2以上の出資比率で実施したものに限る。

(2) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者に選定された者のうち、鳥取県外に本店たる事業所を有するものは、鳥取県内に本店たる事業所を有する者と技術提案書提出時までに共同企業体を組むこと。

(3) 技術提案書を提出できる者を選定するための基準

ア 鳥取県立美術館（仮称）の計画理念

イ 主要業務及び類似業務に係る実績

ウ 専門分野別技術職員の状況

エ 担当予定技術者の資格、経験及び業務実績

オ 協力事務所の状況

カ 受賞歴

(4) 最も優れた技術提案書を特定するための評価基準

ア 会社の業務経歴

イ 主要業務及び類似業務に係る実績並びに専門分野別技術職員の状況

ウ 技術職員の経験及び能力

エ 担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持ち業務の状況

オ 業務実施方針及び手法

本件業務に対する理解度、実施方針及び設計上の配置事項の妥当性、提案の的確性・獨創性・実現性並びに工程計画及び動員計画の妥当性

3 最も優れた技術提案書を特定するための手続

(1) 担当部局

〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁5階

鳥取県土木部建築課

電話番号 0857-26-7393

(2) 参加表明書説明書及び技術提案書説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成9年12月18日（木）から平成10年1月5日（月）までの日（日曜日、土曜

日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

なお、書留郵便により、返信用封筒（定形外角2の大きさのもので、切手（810円）をはり付けたもの）を同封して交付の依頼のあった場合には、郵送する。

(3) 参加表明書の提出方法等

ア 提出方法

本件業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、参加表明書説明書のに基づき参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)アに同じ。

(4) 技術提案書の提出方法等

ア 提出方法

技術提案書の提出者に選定された者は、技術提案書説明書に基づき技術提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出期間

平成10年1月16日（金）から同年2月17日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

4 契約の締結

3(3)により参加表明書を提出した者の中から技術提案書を提出できる者を5者選定し、その者から3(4)により提出された技術提案書の中で最も優れたものを特定し、当該技術提案書を提出した者と契約締結の交渉を行う。

5 審査

審査は、次に掲げる審査委員により、技術提案書を提出できる者の選定にあつては平成10年1月初旬、最も優れた技術提案書の特定にあつては平成10年2月下旬に行う。なお、特定に当たつては、審査委員によるヒヤリングを行う。

近江 栄

柳沢 孝彦

木島 俊介

瀧口 信二

鈴木 充

竹内 留理

前田 明範

田淵 康允

檜府 龍雄

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書は、作成することを要する。

(3) 関連情報入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(4) 平成10年1月5日（月）から契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けた者、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当した者又はそれらを構成員に含む共同企業体とは、契約を行わない。

(5) 詳細は参加表明書説明書及び技術提案書説明書による。

(6) 希望する者には、次のとおり現地説明会を行う。

ア 日時

<p>平成9年12月18日(木) 午後3時から</p> <p>イ 場所 鳥取市桂見672 鳥取県立鳥取少年自然の家(管理棟2階小会議室)</p> <p>(7) 鳥取県立美術館(仮称)に係る実施設計業務及び施工監理業務については、本件業務の契約の相手方と別途随意契約を行う予定である。</p>	<p>(2) 種類及び規模 廃棄物処理施設の設置(新設) 型式 全連続焼却式 処理能力 270トン/日 処理対象ごみ 可燃ごみ 実施しようとする区域 米子市西三柳3240-1、3258-1、3271-9、3271-11、3271-12、3280-1の一部、3280-10の一部、3280-12、3281、3282-11の一部、3282-25の一部、3333-1、3333-2、3333-8、3338-4、3339-4及び3340-2</p> <p>(4) 関係地域の範囲 米子市西三柳、河崎及び夜見町</p>
<p>雑 報</p> <p>鳥取県環境影響評価実施要綱(平成3年11月鳥取県告示第806号)第10条の規定に基づき、環境影響評価書を作成したので、同要綱第11条の規定により次のとおり公告し、当該評価書を縦覧に供する。</p> <p>平成9年12月9日</p> <p>米子市長 森 田 隆 朝</p>	<p>3 縦覧の場所並びに期間及び時間 別表のとおり</p> <p>4 問い合わせ先 〒683 米子市河崎3333 米子市市民環境部清掃工場</p>
<p>1 事業者</p> <p>(1) 名称及び代表者の氏名 米子市 米子市長 森田隆朝</p> <p>(2) 事務所の所在地 米子市加茂町一丁目1</p> <p>2 縦覧に供する環境影響評価書に係る対象事業</p> <p>(1) 名称 米子市清掃工場整備事業</p>	

(別表)

縦覧の場所並びに期間及び時間

縦 覧 の 場 所	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 時 間
鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部環境政策課	平成9年12月9日(火) から平成10年1月9日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)並びに平成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。	午前8時30分から午後5時まで
米子市東福原一丁目1-45 鳥取県西部健康福祉センター	平成9年12月9日(火) から平成10年1月9日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日法による休日並びに平成9年12月30日、同月31日及び平成10年1月2日を除く。	
米子市加茂町一丁目1 米子市市民環境部環境課		
米子市河三柳3305 米子市加茂公民館		
米子市河崎2620 米子市河崎公民館		

米子市夜見町1679-11 米子市夜見公民館	平成9年12月9日(火) から平成10年1月9日(金)まで(日曜日及び祝日法による休日並びに平成9年12月30日、同月31日及び平成10年1月2日を除く。	午前8時30分から午後5時まで。 ただし、平成9年12月13日(土)及び同月15日(月)については、午前8時30分から正午まで
米子市河崎3333 米子市市民環境部清掃工場	平成9年12月9日(火) から平成10年1月9日(金)まで(平成9年12月12日から同月14日まで及び同月30日から平成10年1月4日までを除く。)	午前8時30分から午後8時まで